

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社に雇用され、推進工として業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理2、療養否」の決定を受けた後、合併症である続発性気管支炎を発症し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、C病院において療養を続けていた。被災者は、平成〇年〇月〇日、Dセンターに搬送されたが、同日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「敗血症」、直接死因の原因「吐物嚥下性肺炎」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償年金及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。
- (2) 被災者のじん肺の状態についてみると、被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2」と決定されているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は、じん肺で定期的に通院しており、慢性的な拘束性の肺機能低下（%肺活量71.3%）を認めていた。」と述べているが、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺による呼吸機能の低下は軽度であり、平成〇年〇月の%肺活量（71.3%）は比較的保たれており、酸素化の低下も認めなかった。」と述べている。当審査会としても、X線写真、肺機能検査の結果等からみて、被災者のじん肺の程度は、じん肺管理区分「管理2」の決定時から変化しておらず、被災者には著しい肺機能障害は認められないものと判断する。
- (3) 次に、被災者の続発性気管支炎の状態についてみると、被災者は平成〇年〇月〇日を症状確認日として、続発性気管支炎の治療が開始されているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「慢性的な咳嗽、喀痰があり、鎮咳剤、去痰剤を内服していた。」旨述べているものの、続発性気管支炎の経過については言及していない。当審査会としては、痰の量及び性状の結果等からみて、被災者の続発性気管支炎には明らかな悪化は認められないものと判断する。
- (4) 被災者が死亡に至った原因について、E医師は、上記意見書において、要旨、「慢性の肺機能低下を認めていたことから、敗血症の治療が奏効せず死亡した要因になった可能性がある。」と述べている。一方、G医師は、平成〇年〇月

○日付け意見書において、要旨、「吐物嚥下性肺炎に伴う高度呼吸不全による死亡にじん肺の直接的影響は乏しく、敗血症により死亡に至ったものと考えられる。」と述べており、F医師も、上記意見書において、「じん肺と直接死因との間には因果関係はないと考える。」と述べている。

(5) 当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経緯等について詳細に検討したが、被災者のじん肺及び合併症の状態は上記(2)及び(3)に説示したとおりであり、当審査会としても、G医師及びF医師の意見は妥当であると認められ、被災者の死亡と業務による疾病との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。